**保険士認定者の義務と特典　（書式５）**

　・「保険士」の称号にふさわしい高い専門性の維持・向上をめざして不断の研鑽を図り、誠実義務の実践と高い職業倫理の実践に努め、顧客のリスクマネジメント力の向上に寄与貢献することをもって業界の健全な発展に資することに邁進努力すること。

　・「保険士」に認定された者は認定日（毎年12月末頃）の翌年の1月から　協会のＨＰ上で、氏名、勤務先、所属、役職名、認定日を一般に公表する（本人の要請があれば公表しないこともできる）。

　・「保険」は自らの名刺や履歴書に“日本保険仲立人協会認定「保険士」”を称することができる。その場合は、認定番号と認定日を必ず併記すること。

・この自称の権利は、保険仲立人登録会社に属しているか、一般企業で保険の購入者または利用者であることを前提とする。　すなわち、**保険仲立人以外の保険募集に従事する者は、顧客の誤認を防止する観点から、当協会認定の保険士を自称または公称してはならない。**

・保険士の認定を得た者が、上記の保険仲立人以外の保険募集人となった場合は、速やかにその旨を協会に報告する。

・協会は、上記報告に基づき保険士認定者の公表リストから削除する。ただし、保険士の認定そのものは有効期限内であれば有効であり、所定の手続きで更新手続きを行えば更新することも可能である。　上記の措置は、あくまで、顧客の誤認を防止するための措置である。

・保険士認定者は、申し出により、協会主催の研修会等の参加料を減免する。減免の内容は、研修会等の都度、協会より案内する。

・上記以外にも、所属先、連絡先（住所、メールアドレス、役職）に変更があった場合は、変更届にて協会に報告する。

・自称権利が消滅した際は、速やかに名刺などでの自称、公称を停止すること。

・「保険士」に認定された者は、認定申請時に協会に提出した小論文を、「保険士認定制度の提出論文」と称して他人に開示する場合や、メディア（雑誌、新聞、業界誌、社内報などの出版物、ネット上の掲載）を通して公表する場合は、事前に協会の承諾を得ること。

以上